

平成 28 年

富岡町議会会議録

第13回臨時会

11月24日開会・閉会

富岡町議会

平成28年第13回富岡町議会臨時会会議録目次

第1日 11月24日(木曜日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
開 会 (午前10時00分)	4
○開会の宣告	4
○開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○町長挨拶	4
○議案第103号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	5
○議案第104号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	7
○議案第105号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	8
○議案第106号 平成28年度富岡町一般会計補正予算(第5号)	10
○議案第107号 平成28年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	10
○議案第108号 平成28年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	10
○議案第109号 平成28年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	11
○議案第110号 平成28年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	11
○議案第111号 平成28年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算(第2号)	11
○閉会の宣告	18
閉 会 (午前11時00分)	18

第 1 3 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

平成28年第13回富岡町議会臨時会

議事日程 第1号

平成28年11月24日(木) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第103号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 4 議案第104号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 5 議案第105号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 6 議案第106号 平成28年度富岡町一般会計補正予算(第5号)
日程第 7 議案第107号 平成28年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
日程第 8 議案第108号 平成28年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第 9 議案第109号 平成28年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
日程第10 議案第110号 平成28年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
日程第11 議案第111号 平成28年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(14名)

1番	渡辺英博君	2番	高野匠美君
3番	渡辺高一君	4番	堀本典明君
5番	早川恒久君	6番	遠藤一善君
7番	安藤正純君	8番	宇佐神幸一君
9番	山本育男君	10番	高野泰君
11番	黒澤英男君	12番	高橋実君
13番	渡辺三男君	14番	塚野芳美君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

町	長	宮	本	皓	一	君
副	町長	齊	藤	紀	明	君
副	町長	滝	沢	一	美	君
教	育長	石	井	賢	一	君
参	事	佐	藤	臣	克	君
会	計					
管	理					
兼	者					
参	事	伏	見	克	彦	君
総	務					
課	長					
兼	長					
企	画	林		紀	夫	君
課	長					
長						
税	務	三	瓶	雅	弘	君
課	長					
兼	長					
参	事	猪	狩		隆	君
健	康					
福	祉					
課	長					
兼	長					
住	民	植	杉	昭	弘	君
課	長					
兼	長					
参	事	渡	辺	弘	道	君
安	全					
対	策					
課	長					
兼	長					
参	事	菅	野	利	行	君
産	業					
振	興					
課	長					
兼	長					
復	興	深	谷	高	俊	君
推	進					
課	長					
長						
復	旧	三	瓶	清	一	君
課	長					
兼	長					
教	育	石	井	和	弘	君
総	務					
課	長					
兼	長					
い	わ	小	林	元	一	君
き	支					
所	長					
兼	長					
統	括	三	瓶	直	人	君
出	張					
所	長					
兼	長					
参	事	林		志	信	君
生	活					
支	援					
課	長					
兼	長					
主	幹	小	水	欧	貴	君
拠	点					
整	備					
課	長					
兼	長					
補	佐					
総	務	遠	藤	博	生	君
課	長					
補	佐					
代	表	坂	本	和	久	君
監	査					
委	員					

○事務局職員出席者

議	会	事	務	局	長	志	賀	智	秀
事	務	局	長						
議	会	事	務	局	長	大	和	田	豊
庶	務	係	長						

議 会 事 務 局
庶 務 係 主 任

藤 田 志 穂

開 会 (午前10時00分)

○開会の宣告

○議長(塚野芳美君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第13回富岡町議会臨時会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

8番 宇佐神 幸 一 君

9番 山 本 育 男 君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長(塚野芳美君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○町長挨拶

○議長(塚野芳美君) ここで、町長より臨時会招集理由の説明を求めます。

町長。

〔町長(宮本皓一君)登壇〕

○町長(宮本皓一君) 皆さん、おはようございます。臨時議会招集理由の説明に先立ち、一昨日早朝、福島県沖を震源として発生した地震と、それに伴い発令された津波警報の対応などにつきまして

ご報告いたします。

当町におきましては、震災発生直後の6時10分に郡山事務所に災害対策本部を設置するとともに、準備宿泊期間中であることから、町内に滞在する町民の安否確認や町道などの巡回を開始、あわせて津波浸水のおそれのある平下高久応急仮設住宅住民の避難誘導を実施いたしました。幸い大きな被害もなく、また津波警報も早急に解除されたことから、午前11時災害対策本部を解散いたしました。今後も災害などの不測の事態に備え、町民の安心、安全の確保に努めてまいります。

それでは、平成28年第13回富岡町議会臨時会を開催するに当たり、招集の理由を申し上げます。

本臨時会は、先般の福島県人事委員会勧告などを受けて、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、町長などの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての条例改正案件3件並びに給与改正などに伴う一般会計補正予算などの補正予算案件6件の計9件について上程いたしますのであります。

詳細につきましては、議案審議の際にご説明申し上げますが、町政執行上重要な案件でありますので、速やかなる議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議案第103号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第3、議案第103号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 議案第103号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本議案は、町議会議員の期末手当について、福島県人事委員会勧告などにより引き上げを行うため、条例の一部を改正するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明を申し上げますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） おはようございます。それでは、議案第103号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今回の改正は、平成28年10月7日付、福島県人事委員会勧告を受け、議会議員の期末手当を引き上げるための改正であります。

それでは、議案第103号別紙資料、新旧対照表をごらんください。まず、1ページの新旧対照表（第1条関係）では、本年の12月の期末手当支給率について、現行「100分の152.5」を0.1カ月分引き上げ、「100分の162.5」とするものでございます。

また、2ページ、新旧対照表（第2条関係）では、平成29年4月以降の期末手当の支給率を6月分について現行「100分の142.5」を「100分の147.5」に、12月分について現行「100分の162.5」を「100分の157.5」に改め、それぞれ0.05月分ずつ引き上げるものでございます。

第103号議案書のほうにお戻りいただきたいと思えます。附則におきまして、12月期の期末手当に反映するため、平成28年12月1日の施行とし、第2条の規定に係る平成29年度以降分については、29年4月1日の施行とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今の説明なのだけれども、この2ページ、2ページの現行と改正と右と左あるのだけれども、6月に支給する現行のほう100分の142.5、12月が100分の162.5なのだけれども、これ左の改正のほうで今の説明で6月も12月もともに0.05アップするという説明だったのだけれども、12月のほうが100分の157.5ということで0.05下がるみたいなものだけれども、ここは12月は下がるのですか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 大変失礼をいたしました。

内容につきまして申し上げますと、本年分については0.1カ月分の引き上げということで、12月で第1条のほうで0.1カ月分を引き上げております。29年度以降につきましては、6月と12月合わせて0.1カ月分ということで、それぞれ引き上げると先ほど申し上げましたが、6月分について0.05引き上げ、12月分については第1条で0.1カ月分を引き上げておりますので、それを逆に引き下げるような形で、合わせて0.1カ月分の引き上げということでございます。

訂正して、おわびをさせていただきたいと思えます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第103号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第104号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第4、議案第104号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 議案第104号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本議案は、町長などの期末手当について、福島県人事委員会勧告などにより引き上げを行うため、条例の一部を改正するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） それでは、議案第104号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今回の改正は、平成28年10月7日付、福島県人事委員会勧告を受け、町長等の期末手当について0.1カ月分引き上げを行うものでございます。

改正内容といたしましては、別紙資料3ページのほうでございます。議案第104号別紙資料3ペー

ジ、新旧対照表によりご説明を申し上げます。まず、新旧対照表第1条関係では、本年12月の期末手当支給率について、現行「100分の152.5」を0.1カ月分引き上げ、「100分の162.5」とするものでございます。

また、4ページ、新旧対照表第2条関係では、平成29年4月以降の期末手当の支給率を6月分については現行「100分の142.5」を「100分の147.5」に、12月分については現行「100分の162.5」を「100分の157.5」にそれぞれ改める内容でございます。

第104号議案書、附則におきまして、12月期の期末手当に反映するため、平成28年12月1日の施行といたし、第2条の規定に係る平成29年度以降分については、平成29年4月1日の施行とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第104号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第105号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第5、議案第105号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めますが、別表の朗読は省略してください。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 議案第105号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本議案は、職員の勤勉手当及び給与並びに扶養手当などについて、福島県人事委員会勧告などにより改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明を申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） それでは、議案第105号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今回の改正では、平成28年10月7日付、福島県人事委員会勧告を受け、初任給を中心に若年層の給与月額を引き上げ、勤勉手当の0.1カ月分引き上げ、配偶者及び子に係る扶養手当等の改正を行うものであります。

それでは、別紙資料5ページをお開きください。議案第105号別紙資料、新旧対照表によりご説明を申し上げます。

まず、第1条関係としまして、人事院勧告による改正とあわせまして本年4月より施行されております改正地方公務員法により職務級原則を徹底するため、等級別基準表を定めることとなっておりますが、より具体的職名を条例及び規則で定めることとなりましたので、第4条第2項により現行、「町長が別に定める」を「町長が規則で定める」と改め、資料11ページの別表第2により代表的な職名を明記し、他の職名を規則で指定するものであります。

第22条第2項につきましては、本年の勤勉手当支給率を0.1カ月分引き上げるため、現行の100分の80を6月に支給する場合には100分の80、12月に支給する場合には、100分の90と改め、再任用職員については0.05月分引き上げるため、現行100分の37.5を6月に支給する場合には100分の37.5、12月に支給する場合には100分の42.5と改めるものであります。

また、資料6ページから11ページの別表第1の給与表につきましては、初任給を中心に若年層の給料月額を引き上げるため、おおよそ1級で0.4%、2級で0.3%、3級で0.07%、平均改定率0.06%となる改正を行うものであります。

資料12ページの第2条関係につきましては、平成29年4月からの段階的な配偶者に係る扶養手当の見直しを行うため、第10条において本年までの配偶者に係る現行の扶養手当1万3,000円を1万円に、子や父母等に係る扶養手当6,500円を子は8,000円に、父母等は6,500円と改めるとともに、必要な改正を行うものでございます。

資料14ページから15ページの第22条につきましては、さきにご説明いたしました第1条関係で本年12月の勤勉手当を0.1カ月分、再任用職員については0.05月分引き上げた内容を平成29年4月以降に

についてはそれぞれ6月と12月に振り分けるため、改正案において100分の85、再任用については100分の40に改正するものでございます。

資料16ページの第3条関係につきましては、第2条関係にもありました段階的な扶養手当の見直し内容となり、平成30年4月以降の扶養手当について、配偶者は1万円を6,500円に、子については8,000円を1万円と改めるものであります。

第105号議案書の最後のページでございます。附則第1条で施行期日を本年の期末勤勉手当の支給日に合わせ、平成28年12月1日とするものでございます。また、改正本文中の第2条、平成29年4月以降の勤勉手当及び扶養手当の改正内容については、施行日を平成29年4月1日とし、改正本文中の第3条、平成30年以降の扶養手当の改正内容については、施行日を平成30年4月1日といたしております。

また、改正本文中によります給与表の改正につきましては、平成28年4月1日から適用するとともに、附則第2条においては、本年中にさきに支給しました給与及び勤勉手当については、本改正条例の内払いとすることを明記いたしております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第105号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第106号 平成28年度富岡町一般会計補正予算（第5号）

○議案第107号 平成28年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議案第108号 平成28年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議案第109号 平成28年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算
(第2号)

○議案第110号 平成28年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第2
号)

○議案第111号 平成28年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算(第2号)

○議長(塚野芳美君) お諮りいたします。

この後、日程第6から日程第11までは補正予算の審議に入るわけではありますが、これらの議案は人事委員会勧告及び職員等の給与条例の改正等に伴う補正予算案であることから、これらを一括議題といたします。

また、審議の方法は一般会計、特別会計を続けて朗読し、その後町長より提案理由の説明を一括して受け、議案の内容説明、質疑、討論、採決については別々に議事を進めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第106号から日程第11、議案第111号までを一括議題といたします。

それでは、議案第106号から議案第111号までを続けて総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長(塚野芳美君) 次に、議案第106号から議案第111号まで一括して提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長(宮本皓一君)登壇〕

○町長(宮本皓一君) 議案第106号 平成28年度富岡町一般会計補正予算(第5号)から議案第111号 平成28年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算(第2号)の補正予算案件に対する提案理由を申し上げます。

本議案は、福島県人事委員会勧告などによる手当及び給与の引き上げによる費用を補正予算として計上させていただいております。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明を申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

○議長(塚野芳美君) 次に、議案の内容説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第106号 平成28年度富岡町一般会計補正予算(第5号)の件を議題といたします。

内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） それでは、議案第106号 平成28年度富岡町一般会計補正予算（第5号）の内容についてご説明をいたします。

今回の補正は、人事院勧告による給与改定に伴う給与費等を増額するもので、既定の予算に歳入歳出それぞれ549万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ229億4,757万円とするものでございます。

初めに、歳入の内容について申し上げます。3ページをごらんください。第17款繰入金、第2項基金繰入金は、人事院勧告による給与改定に伴う給与費等に充てるため、財政調整基金繰入金549万8,000円を増額するものであります。

次に、歳出の内容について申し上げます。4ページをお開き願います。第1款議会費、第1項議会費につきましては、人事院勧告の給与改定に伴う給与費及び議員報酬等43万1,000円を増額するものであります。

第2款総務費につきましても、人事院勧告の給与改定に伴い、第1項総務管理費134万1,000円、第2項徴税費20万5,000円、第3項戸籍住民基本台帳費9万7,000円及び第5項統計調査費3万7,000円の給与費を増額するものであります。

第3款民生費につきましても、人事院勧告の給与改定に伴い、第1項社会福祉費74万9,000円の給与費及び特別会計に係る職員給与費等繰出金の増及び第3項災害救助費16万9,000円の給与費をそれぞれ増額するものでございます。

第4款衛生費につきまして、人事院勧告の給与改定に伴い、第1項保健衛生費43万9,000円の給与費を増額するものであります。

第6款農林水産費につきましても、人事院勧告の給与改定に伴い、第1項農業費24万6,000円の給与増額を行うものでございます。

第8款土木費につきまして、人事院勧告の給与改定に伴い、第4項都市計画費の特別会計に係る職員給与費等繰出金を17万1,000円増額とするものでございます。

第10款教育費におきましても、人事院勧告の給与改定に伴い、第1項教育費22万9,000円及び第4項幼稚園費18万3,000円の給与費を増額するものでございます。

5ページをごらんください。第11款災害復旧費につきましても、人事院勧告給与改定に伴い、第2項公共土木施設災害復旧費120万1,000円の給与費の増額を行うもので、歳出合計549万8,000円の増額補正となったものでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法につきましては、慣例によりまして、歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。

10ページをお開きください。10、11ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 12、13ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 14、15ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 16、17ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 18、19ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 20、21ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 22、23ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第106号 平成28年度富岡町一般会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号 平成28年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

内容の説明を住民課長より求めます。

住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） それでは、議案第107号 平成28年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、平成28年度の福島県人事委員会勧告に基づく給与改定により職員費を増額するもので、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ11万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億7,259万円とするものでございます。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。27ページをごらんください。第9款繰入金、第1項他会計繰入金11万4,000円の増額は、職員給与費等繰入金を増額するものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。28ページをごらんください。第1款総務費、第1項総務管理費11万4,000円の増額は、給与改定に伴う一般職給与及び勤勉手当の増額によるものです。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件につきましては、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

32ページから37ページまで、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第107号 平成28年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第108号 平成28年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第108号 平成28年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告による給与改定に伴う給与費等の増額するもので、既定の予算に歳入歳出それぞれ8万5,000円を増額するものでございます。

それでは、41ページをお開きください。第4款繰入金、第1項繰入金の8万5,000円を増額するものであります。

続きまして、42ページをお開きください。歳出の第1款事業費、第1項下水道事業費の補正額でございます。補正額は8万5,000円を増額するものでございます。

説明については以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件につきましても項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

46ページから51ページまで、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第108号 平成28年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第109号 平成28年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

内容の説明を拠点整備課長より求めます。

拠点整備課主幹。

○主幹兼拠点整備課長補佐（小水欧貴君） それでは、議案第109号 平成28年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）のご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成28年度福島県人事院勧告に伴う給与の改定に伴う補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億736万1,000円とするものでございます。

まず、歳入についてご説明申し上げます。55ページをお開きください。第2款繰入金、第1項繰入金8万6,000円の増額については、給与費を増額するものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。56ページをお開きください。第1款事業費、第1項事業費として8万6,000円の増額は、給与費等によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件につきましても項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

60ページから65ページまで、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第109号 平成28年度富岡町曲田土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第110号 平成28年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第110号 平成28年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成28年度福島県人事委員会勧告に基づく職員の給与改定に伴い、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万5,000円を増額いたし、歳入歳出予算の総額を15億1,893万8,000円とするものであります。

初めに、歳入の内容についてご説明を申し上げます。69ページをごらん願います。第7款繰入金、第1項他会計繰入金34万5,000円の増額は、給与改定に伴う給与費の調整により、一般会計からの職

員給与費等繰越金として増額するものであります。

次に、歳出の内容についてご説明をいたします。70ページをごらん願います。第1款総務費、第1項総務管理費34万5,000円の増額は、給与改定に伴う一般給料、期末手当、勤勉手当の調整額として職員給与費を増額するものであります。

以上が今回の補正の内容でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件につきましても項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

74ページから79ページまで、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第110号 平成28年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第111号 平成28年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第111号 平成28年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成28年度福島県人事委員会勧告に基づく職員の給与改定に伴い、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を3,365万3,000円とするものであります。

初めに、歳入の内容についてご説明をいたします。83ページをごらん願います。第3款繰入金、第1項他会計繰入金4万5,000円の増額は、給与改定に伴う給与費の調整により一般会計繰入金として

増額するものであります。

次に、歳出の内容についてご説明いたします。84ページをごらん願います。第1款総務費、第1項総務管理費4万5,000円の増額は、給与改定に伴う勤勉手当の調整額として一般管理費を増額するものであります。

今回の補正は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件につきましても項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

88ページから93ページまで、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第111号 平成28年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○閉会の宣告

○議長（塚野芳美君） 以上をもって本臨時会の日程は終了いたしました。

これにて平成28年第13回富岡町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 （午前11時00分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成28年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 宇 佐 神 幸 一

議 員 山 本 育 男